

建設工事に係る最低制限価格の算定式について

令和8年4月1日

愛知郡広域行政組合では、建設工事の入札において最低制限価格制度を導入しています。今回、「ダンピング防止」及び「下請け人の保護」を目的として、入札契約過程における透明性を向上させるため、組合が発注する建設工事において、最低制限価格を設定する場合の算定式を以下のとおり変更しましたのでお知らせします。

1 建設工事

(1) 最低制限価格の算出方法

① 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額

ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格の10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額

ア 直接工事の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分6.8を乗じて得た額

② 特別なものについては、上記①にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で管理者の定める割合を予定価格に乗じて得た額

2 適用時期

令和8年4月1日以降に公告又は指名通知する案件から適用する。

3 その他

最低制限価格は非公表とする。